

「イマザピル」、「イマザピック」及び「デルタメトリン及びトラロメトリン」の食品安全基本法第24条第1項及び第2項に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき設定した飼料中の農薬の残留基準（いわゆる暫定基準）は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第3号に該当することから、暫定基準を設定した農薬の食品健康影響評価を本施策の施行後相当の期間内に食品安全委員会に依頼することとされている。

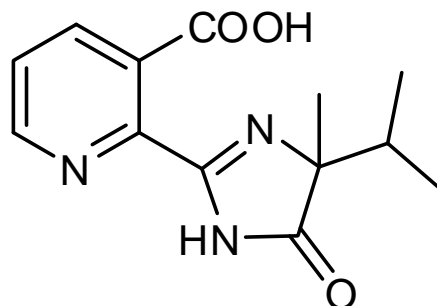
また、「国外で使用される農薬に係る飼料中の残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成22年2月2日付け21消安第11433号消費・安全局長通知）に基づきインポートトレランスによる残留基準の設定要請があった。

これらのことから、以下の農薬について食品安全基本法第24条第1項及び第2項に基づき食品健康影響評価を依頼する。

2. 評価依頼物質の概要

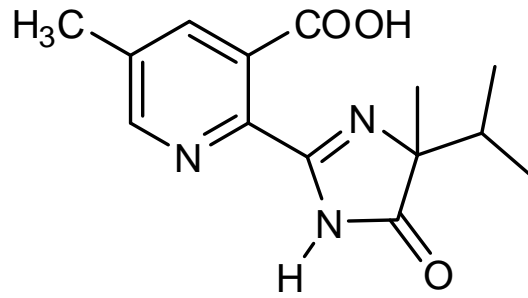
(1) イマザピル

イミダゾリノン系の非選択性除草剤。国内では非農耕地用として登録されており、海外では大豆、とうもろこし、小麦、牧草等に使用されている。



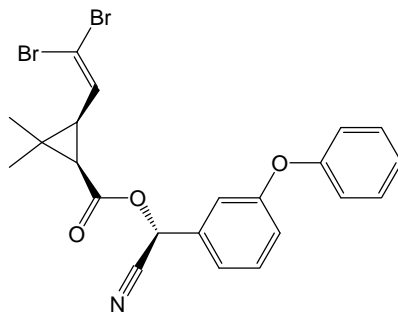
(2) イマザピック

イミダゾリノン系の非選択性除草剤。国内では農薬登録されておらず、海外では大豆、小麦、牧草等に使用されている。

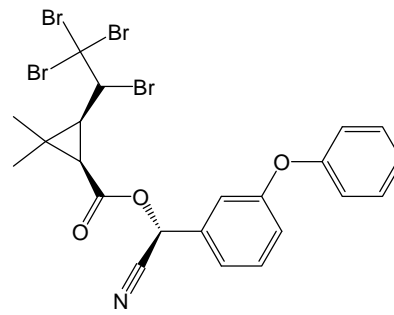


(3) デルタメトリン及びトラロメトリン

ピレスロイド系殺虫剤。ポジティブリスト制度の導入に際して、家畜への給与量が多い飼料原料である穀類（えん麦、大麦、小麦、とうもろこし、マイロ及びライ麦）及び牧草を対象に残留基準を設定している。なお、分析時にトラロメトリンがデルタメトリンに分解されることから、総和として基準を設定している。



デルタメトリン



トラロメトリン

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価の結果を受けた後に、飼料中の残留基準を検討する。その際には、当該基準が人の健康に悪影響を及ぼさず、飼料給与が困難とならないよう厚生労働省と調整を図ることとしている。

提出資料の一覧

1. イマザピル
家畜代謝試験（山羊、鶏）及び残留試験（牛）
2. イマザピック
家畜代謝試験（山羊、鶏）及び残留試験（牛）
3. デルタメトリン及びトラロメトリン
家畜代謝試験（牛、鶏）及び残留試験（牛、豚、鶏）